

2026 年度 中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会 Instagramによる広報活動に係る委託業務 募集要領

1 業務目的

中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会においては、2021年12月に地域で取りまとめた「中部国際空港の将来構想」以下、「将来構想」という。)により、現空港用地と新たに造成される土地を最大限活用した2本の滑走路の配置を目指し、2段階に分けて整備を進めているところである。

中部国際空港においては、2025年4月に将来構想の第一段階である代替滑走路が着工となり、2027年度の供用開始を目指し現在整備が着実に進められているところである。将来構想の第二段階となる第二滑走路の実現に向けては、中部国際空港における航空需要の増大が不可欠であり、中部国際空港の機能強化により利用者が享受するメリットを広くPRする必要がある。

2025年度には同盟会公式 Instagram アカウント（以下、「同盟会アカウント」という。）を活用し、中部国際空港の機能強化に特化した投稿を実施したほか、初めての試みとしてプレゼントキャンペーンを行うことにより、同盟会アカウントのフォロワーも1年間で4倍以上増加するなど、効果的なPRを実施することができた。

2026年度も引き続き継続して同盟会アカウントを活用し、中部国際空港の機能強化を中心とした情報発信を行うことにより、同盟会の活動および2本の滑走路が整備されること等、中部国際空港の機能が強化されることによるメリットについて、広く周知することを目的とする。

2 委託内容

「2026 年度 中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会 Instagram による広報活動に係る委託業務 仕様書」のとおり

3 応募資格者

応募資格者は、以下の項目を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年間に当委託内容に類する業務実績を有していること。
- (2) 愛知県会計局が作成した「令和8・9年度入札参加資格者名簿（物品等）」に登載されている業者であり、次の営業種目分類に該当する者であること。
大分類「03. 役務の提供等」
中分類「03. 映画等製作・広告・催事」－ 小分類「02. 広告」
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 応募資格確認書の提出期限において愛知県からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日 付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4 契約条件

- (1) 契約金額限度額
4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 契約期間
契約締結日から 2027（令和 9）年 3 月 31 日（水）まで
- (3) 契約方法
事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた受託候補者として選定された 1 者と業務仕様及び契約金額を契約金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。
- (4) 支払方法
精算払いとする。
- (5) その他
企画提案に基づく見積金額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、契約金額は提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

5 応募方法等

- (1) 提出書類
企画提案作成要領に基づき、以下の書類を提出すること。
- ① 応募資格確認書（様式 1）
 - ② 業務履歴（様式 2）
 - ③ 業務実施体制（様式 3）
 - ④ 情報管理体制（様式任意）
 - ⑤ 企画提案書（様式任意）
 - ⑥ 見積書（様式任意）
 - ⑦ 会社の概要が分かる資料（法人等のパンフレット等）

(2) 提出期限

2026（令和8）年4月3日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先

中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会事務局 二橋
（愛知県都市・交通局航空空港課 内）

住 所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話：052-954-7460

電子メール：kouku@pref.aichi.lg.jp

(4) 提出方法

5（3）の提出先に5（1）提出書類一式を持参又は郵送（配達されたことが記録されるものに限る）

※ファクシミリ等による提出は不可

(5) 提出部数

6部 ※（1）⑦については1部で可。

6 選定事業者数

1者

7 提案の審査・選定等

(1) 選定方法

受託候補者選定委員会において、期限までに提出された企画提案の書面審査を行う。審査に関することは非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないこととする。

(2) 審査項目

審査項目（配点）	主な審査項目
①全体の進め方・スケジュール（10）	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の趣旨を的確に理解した進め方か・ スケジュールの具体性、実現性が適切なものか
②提案の実効性等について（70）	<ul style="list-style-type: none">・ 想定するターゲット層が明確で、実効性が期待できるか・ 投稿内容が適切で、訴求力を期待できるか・ 継続的な投稿が可能となるようなコンテンツ構成となっているか・ 中部国際空港の機能強化について十分にPRできる内容であるか・ プレゼントキャンペーンが実現可能なものとなっており、参加者を増やす取組について、データに基づき提案されているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告配信について客観的なデータ分析に基づき、適切なターゲット層が設定されているか ・ その他自由提案や独自の工夫
③提案内容の総合的評価 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容全体のバランスや業務内容の理解度、作成する制作物等を業務目的につなげる工夫などの総合的評価
④推進体制、類似業務の事業実績 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定性のある推進体制が整っているか ・ 応募者の類似業務の実績が豊富で、実現性が十分にあるか

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査の結果にかかわらず、全ての応募者に対して郵送またはメールで通知する。

8 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1団体1案とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本業務の書面審査以外の用途には使用しない。
- (3) 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しないものとする。
また、提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 本業務を受託していただく業者を選定した後は、提出された企画提案書の内容に限定されることなく、委託業務内容について具体的な協議・調整に入るものとする。